1　品種登録の番号　第21544号
2　品種登録の年月日　平成24年２月29日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
　Trifolium repens L.
4　登録品種の名称　天使（てんし）の羽（はね）　オープンハート
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所　有限会社見元園芸　高知県高知市春野町弘岡上2785
7　出願公表の年月日　平成21年９月24日

1　品種登録の番号　第21545号
2　品種登録の年月日　平成24年２月29日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
　Trifolium repens L.
4　登録品種の名称　天使（てんし）のドレス　マリッジ
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所　有限会社見元園芸　高知県高知市春野町弘岡上2785
7　出願公表の年月日　平成21年11月30日

1　品種登録の番号　第21546号
2　品種登録の年月日　平成24年２月29日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
　Trifolium repens L.
4　登録品種の名称　天使（てんし）のドレス　ライム
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所　有限会社見元園芸　高知県高知市春野町弘岡上2785
7　出願公表の年月日　平成21年７月29日

1　品種登録の番号　第21547号
2　品種登録の年月日　平成24年２月29日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
　Trifolium repens L.
4　登録品種の名称　天使（てんし）のドレス　エレガンス
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所　有限会社見元園芸　高知県高知市春野町弘岡上2785
7　出願公表の年月日　平成21年９月24日

1　品種登録の番号　第21548号
2　品種登録の年月日　平成24年２月29日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
　Vigna angularis (Willd.) Ohwi & H. Ohashi
4　登録品種の名称　きたあすか
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所　地方独立行政法人北海道立総合研究機構北海道札幌市北区北19条西11丁目１番地９
7　出願公表の年月日　平成22年９月15日

1　品種登録の番号　第21549号
2　品種登録の年月日　平成24年２月29日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
　Zinnia L.
4　登録品種の名称　SAKZIN010
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所　株式会社サカタのタネ　神奈川県横浜市都筑区仲町台二丁目７番１号
7　出願公表の年月日　平成20年２月19日

1　品種登録の番号　第21550号
2　品種登録の年月日　平成24年２月29日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
　Zinnia L.
4　登録品種の名称　SAKZIN011
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所　株式会社サカタのタネ　神奈川県横浜市都筑区仲町台二丁目７番１号
7　出願公表の年月日　平成21年４月６日

Ⅱ　登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名

　登録品種ごとの登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局新事業創出課に備え置いて縦覧に供する。）

○関東地方整備局告示第五十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年二月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月二十九日　関東地方整備局長　下保　修

(三)(二)(一)

道路の区域	路線名	道路の種類	変更前後	区間	敷地の幅員	延長	備考
二地草三先加市六か市番一春善まで部字一春日町	四号	一般国道	後	Ａ　二二〇・〇〇　Ｂ　二二〇・〇〇　Ｃ　二二〇・〇〇	二五七・四〇〇メートル　二五七・四〇〇メートル　二五七・四〇〇メートル	一　六四・五四〇キロメートル　六四・五四〇キロメートル　六四・五四〇キロメートル	変更後の区域は、別図Ａ・Ｂ・Ｃのとおりである。
			前	Ａ　二二〇・〇〇　Ｂ　二二〇・〇〇　Ｃ　二二〇・〇〇	二五七・四〇〇メートル　二五七・四〇〇メートル　二五七・四〇〇メートル	一　六四・五四〇キロメートル　六四・五四〇キロメートル　六四・五四〇キロメートル	変更前の区域は、別図Ａ・Ｂ・Ｃのとおりである。

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局北首都国道事務所

○関東地方整備局告示第五十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年二月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月二十九日　関東地方整備局長　下保　修

(三)(二)(一)

道路の区域	路線名	道路の種類	変更前後	区間	敷地の幅員	延長
松本市渚一丁目二八番一から同市宮渕本村四九番四まで	十九号	一般国道	後	六二三・〇〇メートル	一一・〇〇メートル	〇〇・六六〇キロメートル
			前	六二三・五〇〇メートル	一一・〇〇メートル	〇〇・六六〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

○関東地方整備局告示第五十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年二月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月二十九日　関東地方整備局長　下保　修

(三)(二)(一)

道路の区域	路線名	道路の種類	変更前後	区間	敷地の幅員	延長
成田市不動ヶ岡字論田一九九四番一地内	五十一号	一般国道	後	二二六・一四〇メートル	六三・一五七メートル	〇〇・〇〇八キロメートル
			前	二二六・一四〇メートル	六三・一五七メートル	〇〇・〇〇八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

○北陸地方整備局告示第十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年二月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月二十九日　北陸地方整備局長　前川　秀和